



すずき むねお 1948年、北海道生まれ。新党大地代表。2002年6月、東京地検特捜部に「国策捜査」で逮捕・起訴される。2004年、東京地裁で有罪判決を受け控訴。今年2月、東京高裁の池田修裁判長（当時、本文参照）が控訴棄却の判決を出したため、現在、上告中

短期集中シリーズ めざせ！被告人法務大臣！！

# 鈴木宗男の司法改革宣言！

「冤罪事件」「国策捜査」で逮捕・起訴され、今年2月の控訴審判決でまたも有罪となってしまうた鈴木宗男議員。「自らの裁判を通じ、日本の司法の問題点に一番意識が高い政治家・鈴木宗男こそ法務大臣に相応しい」としてことごとくお送りするこの連載。第1回目は高山俊吉弁護士をゲストに迎え、この制度「一刻も早く導入阻止を決めないと、日本の裁判はますます腐っていくばかりだ！」

## 第1回ゲスト

# 高山俊吉 (弁護士)

### 「裁判員制度は、

# 裁判所が『自堕落国民を

# 教育する』ために

# 導入するものです」



たかやま しゅんきち 1940年、東京都生まれ。東京大学法学部卒。交通事故や道路交通問題のほか、裁判や司法の問題についても積極的に発言を行ない、今年行なわれた日弁連会長選にも出馬、僅差で敗れる。「裁判員制度はいらぬ」(講談社)の出版など、裁判員制度廃止運動の第一人者



### 国民を教育して 人格改造するのが 裁判員制度の狙い

週プレ 来年5月21日から「裁判員制度」がスタートするということですが、我々国民には、これがどういう制度なのか、イマイチよくわかっていないんです。

高山 これは、一般市民が「裁判員」として裁判に参加し、裁判官と一緒に有罪・無罪、そして刑の内容を決めるものです。しかし、これが問題だらけのトンデモナイ制度なんですよ。

鈴木 高山先生のおっしゃるとおりです。私が問題だと思うのは、この裁判員制度は日本の風土、文化、伝統にまったくなじまない制度なんじゃないかということです。まず、裁判のプロでもない素人の国民が、裁判を公平、公正な目で見られるかという懸念があります。

私自身、02年にムネオ・パッシングを経験しました。北方領土支援事業を巡る疑惑に関して、完全に「悪のイメージ」を作られてしまった。もし、私が裁判員制度で裁かれることになっていたら、私は完全に悪人という色メガネで見られていたでしょう。

高山 裁判というのは本来、厳密、厳格で神聖なものです。それを先入観というイメーჯや気分で裁くみたいなのは、おかしい裁判になってしまつたら、私も強く懸念しています。実際に市民

が参加する模擬裁判が各地で行なわれていますが、被告人を見て、「この被告人には殺意があったと思う。だって、顔が悪い」と言つたというんです。もう証拠や証言に基づく裁判にはなっていない。雰囲気で人を裁くような裁判になるんじゃないかと、まずそこが心配です。

週プレ これって、たどって言えば、手術をしている執刀医のそばで、医学知識もない素人の市民が「先生、ここの臓器、色が少し変でアヤシイから切ったほうがいいんじゃないですか?」とか言ってるようなものですね。

鈴木 そもそも、裁判員制度は「司法改革の一環」として導入されたものの、「改革」というからには、今の裁判制度に問題があるというところでしょね?

高山 普通はそう考えますよね。ところが、おかしなことに、裁判員制度を推進している最高裁も法務省も一貫して「現在の裁判に間違いや問題点があるから導入するのではない」と言い続けています。私は今の裁判は大いに病んでいると思つてますけど……



◀来年5月21日から始まる裁判員制度。すでに行なわれている模擬裁判ではトンチンカンな議論が続出し、すでに「危ない裁判」の雰囲気が高まっている(本文参照)



**鈴木** 高山先生は裁判員制度導入の真の狙いをどうお考えなんでしょうか？

**高山** 横浜地検の検事正の説明によれば、裁判員制度導入の目的は「司法のコスト削減と治安効果」だということです。これも言えます。「殺人事件の被告や被害者と向き合い、被告をどう処罰するかを考える。直接、事件に触れ、判断をすることで、子供のしつけや教育にも生きてくる」と。制度をPRする最高裁などの広告文には「裁判員を経験して、あなたは昨日までのあなたと変わる」とあります。

つまり、国民に裁判官の「真似事」をさせることにより、人を裁く側の人間への発想に転換させる。そして、この国の司法を運営する人たちと一緒に作業させることで「自分や自分のまわりの人たちが罪を犯したりせず、お上に代わってまわりにも気配り、目配りをする人間として生きていこう」と思わせる。国民を「人格改造」する。これが裁判員制度の本質だと私は考えています。

**鈴木** 「裁判員になったら、あなた方のステータスが上がる」みたいな言い方をしている。国民に裁判官の「真似事」をさせることにより、人を裁く側の人間への発想に転換させる。そして、この国の司法を運営する人たちと一緒に作業させることで「自分や自分のまわりの人たちが罪を犯したりせず、お上に代わってまわりにも気配り、目配りをする人間として生きていこう」と思わせる。国民を「人格改造」する。これが裁判員制度の本質だと私は考えています。



どりを一般の人が聞いて、その場で問題を正しく把握、理解するのはかなり難しいと思います。例えば、殺人事件の場合、被告人に殺意があったか、なかったかが争点になるケースがよくあります。殺意があったら殺人が殺人未遂、なかったら傷害致死とか傷害です。刑の重さも全然違ってくる。日本では相手の体の中心部がけて刃物を突き出したら殺意ありと認定する「法曹の常識」とでもいうようなものがあります。しかし、そんな「理屈」は裁判員のみなさんにはわかりません。無理もないことです。

ある模擬裁判で裁判長が裁判員にそれを説明してもよく理解されなかった。そこで、裁判長が「あなただって、相手が身体の真ん中めがけて包丁を突き出してきたら、自分の命が狙われていると思いませんか？」と聞いたら、「私も判官は「私は腕に自信があるから怖くありません」と言うんです。逆に、「包丁を出しただけで殺意ありでいいじゃないですか」と言った裁判員もいました。まあ、そんな感じで話がかみ合わないんです。

方ですね。私はステータスどころか、人権無視もはなはだしい制度だと思えますよ。

**高山** ヒドイのはそれだけじゃありません。裁判員制度の対象は殺人や強姦致死傷などの重大事件で、年間30万の刑法犯(捜査段階も含めて)のわずか千分の1です。極悪非道な事件ばかりと言ってもよい。ということはない。一般市民が被告人を死刑にするかはいかの判断に加わることが当然あるんですよ。

**鈴木** なぜ、そんな重大事件ばかりが対象になったのですか？ 裁判に市民の声を反映するというのはあれば、まず離婚調停など、市民の知恵を生かせる裁判を対象にすべきだと思うのですが。

**高山** 国民への教育効果でしょう。秋田連続児童殺害事件や、先日、東京・江東区で起きた隣人バラバラ殺人事件のように、世の中を揺るがすような事件こそ教育効果が大いだと。世間を震撼させるような事件に国民を関与させることで、「世の中の治安維持に責任を負っている」ことを自覚させようというのでしょ。

**素人が裁判に関わると、傷害致死も殺人にされるかも？**

**鈴木** 高山先生は先ほど「今の裁判は病んでいる」と言われましたが、私の裁判を見ても本当に問題だらけです。木先生の控訴審で居眠りしてた裁判長はなんていう人ですか？

**鈴木** 池田修裁判官です。**高山** えっ、今、東京地裁の所長をしているあの池田修氏ですか？

**鈴木** ご存知なんですか？**高山** ご存知もなにも、この人こそ、裁判員制度をまとめあげた。張本人です。彼は裁判員制度の解説書の中で次のように書いています。「裁判員制度は」現在の刑事裁判が基本的にきちんと機能しているという評価を前提として、新しい時代にふさわしく、国民にとってより身近な司法を実現するための手段として導入されたものである」と。鈴木先生の裁判では、刑事裁判はきちんと機能してましたか？

検査は初めからストーリーありきで事件をデッチ上げ、そのストーリーに合うような調書を作るために強圧的な取調べをして、その調書を法廷に出す。そして、調書を取られた被告人や参考人、証人が法廷でいくら「調書は検察がデッチ上げたもの」と言っても、裁判官は信用してくれない。法廷で容疑を否認すると「反省の気持ちがない」と言われる。

そういう意味で、今は司法の危機です。裁判所は真実を明らかにする場所ではない。私は国会での偽証罪にも問われていますが、控訴審の東京高裁の裁判長は、証拠として採用された国会中継のビデオ上映の約2時間のうち約3分の2は居眠りしていました。**高山** 本当に居眠りしてたとしたら、どうして許されることではありませんか？

その間、裁判官がいなかったことになりました。**鈴木** いやいや、間違いないで眠ってました。私はちゃんとチェックしてましたから。

ところで、裁判員制度では市民を長々と拘束できないため、裁判を数日で終わらせる裁判のコンパクト化、迅速化が考えられています。そのために、公判前整理手続といって、検察側、弁護側があらかじめ争点を絞ることになっています。

おりの都合のいい調書しか出さない。実際、私の裁判でも検察は全体の3分の1くらいは調書しか出していません。裁判員制度になって、調書主義はやめて公判中心の裁判になると言っていますが、実際はそんなことにはならないと思いますよ。検察はさらに都合のいい調書に絞って出してただけでしょうから。

**高山** 調書のことを言えば、裁判員制度の導入で「調書裁判をやめるんだ」と彼らはさかんに言ってますが、やっぱり調書は出てくるんです。調書裁判がなくなったりはしないのです。**週プレ** そもそも法律や裁判の素人の我々が調書だ、証拠だといわれても、理解できるものなのでしょうか？

**高山** 法廷でのやり



鳩山法務大臣に裁判員制度について説明する池田修・東京地裁所長。この人が本本文中にも出てくる鈴木議員の控訴審での「居眠り疑惑」の裁判長。こんな人にして国民を教育する」と言われても...

Kですが、祖父母や兄弟の葬式だったから裁判所への出頭を優先せよということですよ!! しかも、正当な理由もなく断ると、「10万円以下の過料」、罰金です。過料を払わなければ最終的には財産の差押を受ける。そこまでこの国民を追い込んで裁判所に引っぱり込もうとしているのです。

それだけではありません。裁判員には厳しい守秘義務が課せられます。評議の内容はおろか、裁判員に選ばれたことも公にしてはいけません。裁判員に選ばれたことは会社の上司と奥さんに話すのはよいが、不特定の人に言うてはいけません。といっても、どこまでが特定で、どこからが不特定かもはっきりしないから、結局、なるべく黙っているという話です。こんな窮屈さがすべての人に押しつけられる。守秘義務違反を犯せば、「6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金」など、がんじがらめです。基本的人権もへたくれもない。憲法違反だと言っている学者、研究者もいます。

**鈴木** そんな制度を「憲法の番人」である最高裁が推進してることには、この制度が根本から間違っている象徴的な話ですね。**週プレ** なんてこんな問題だらけの制度が国会を通過したんですか？**高山** 裁判員法が成立したのは04年5月ですが、国会審議の時間は本当に短いものでした。しかし自民党から共産